

船舶事故調査報告書

令和5年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年3月2日 16時30分ごろ
発生場所	熊本県 ^{くまもと} 蔵々ノ瀬戸 戸馳島灯台から真方位304° 380m付近 (概位 北緯32° 34.7′ 東経130° 29.1′)
事故の概要	貨物船はりみずは、南南東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年4月11日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 はりみず、498トン
船舶番号、船舶所有者等	142536、株式会社八重垣船舶
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底部外板に凹損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、鉄筋約1,200tを積載し、 沖縄県中城湾港に向けて熊本県三角港を出航した。</p> <p>船長は、単独で操船に当たり、三角港の港界付近の蔵々ノ瀬戸に向 けて手動操舵で南南東進中、三角港を出てから操船を引き継ぐこと になっていた航海士（以下「航海士A」という。）が昇橋してGPSプ ロッターの前に立つのを認めた。</p> <p>船長は、蔵々ノ瀬戸を航行するのは初めてであったが、航行の支障 となる浅所があれば、航海士AがGPSプロッターを確認して知らせ てくれると思い、自身は目視で船位の確認を行うこととした。</p> <p>船長は、船首方に蔵々ノ瀬戸の中央部に設置された三角港網取瀬西 灯浮標（以下「西灯浮標」という。）を認め、西灯浮標の西側の海域 が狭く見えたので、西灯浮標の東側の海域に向けて航行を続けていた ところ、西灯浮標に近づいた際、航海士Aから浅所に接近している旨 の報告を受けた。</p> <p>船長は、GPSプロッターで、西灯浮標の東側の海域に広がる網取 瀬と呼ばれる浅所（以下「本件浅所」という。）に接近していること を確認し、右舵を取ったものの、南南東進中、本船が、本件浅所に乗 り揚げたのち、本件浅所を乗り越えた。</p> <p>本船の喫水は、船首約3.2m、船尾約4.2mであった。</p> <p>船長は、GPSプロッターで浅所の位置を確認しながら蔵々ノ瀬戸 を航行しようと思い、事前に同瀬戸の水路調査を行っておらず、本件</p>

	<p>浅所の存在、及び西灯浮標がその東方に本件浅所が存在することを示す西方位標識であることを把握していなかった。</p> <p>船長は、船首方に西灯浮標を認めた際、西灯浮標の標体の黄色の塗色が見え、西灯浮標が海洋観測施設等の存在を示す特殊標識であると判断していた。</p> <p>航海士Aは、昇橋後、船長から航行の支障となる浅所があれば知らせよう指示を受けなかったため、GPSプロッターで浅所の位置を確認しておらず、本船が西灯浮標に近づいた頃、ふとGPSプロッターの画面を見た際、本船が本件浅所に接近していることに気付いた。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、南南東進中、船長が、本件浅所の存在、及び西灯浮標が西方位標識であることを把握していない中、航海士AがGPSプロッターを確認して浅所の位置を知らせてくれると思い、目視のみで船位を確認しながら、本件浅所の存在する西灯浮標の東側の海域に向けて航行を続けたことから、西灯浮標に近づき、航海士Aから本件浅所に接近している旨の報告を受け、右舵を取ったものの、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、蔵々ノ瀬戸を航行するのは初めてであったが、GPSプロッターで浅所の位置を確認しながら同瀬戸を航行しようと思い、事前に水路調査を行っていなかったことから、本件浅所の存在、及び西灯浮標がその東方に本件浅所が存在することを示す西方位標識であることを把握していなかったものと考えられる。</p> <p>航海士Aは、船長から航行の支障となる浅所があれば知らせよう指示を受けなかったことから、GPSプロッターで浅所の位置を確認しておらず、本船が西灯浮標に近づいた頃、ふとGPSプロッターの画面を見た際、本船が本件浅所に接近していることに気付いたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、南南東進中、船長が本件浅所の存在、及び西灯浮標が西方位標識であることを把握していない中、航海士AがGPSプロッターを確認して浅所の位置を知らせてくれると思い、目視のみで船位を確認しながら、本件浅所の存在する西灯浮標の東側の海域に向けて航行を続けたため、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、航路標識の意味を理解した上、事前に海図等で航行予定海域の水路調査を行い、浅所の位置のほか、航路標識の有無、種類等を確認し、航行中は、GPSプロッター等で継続的に船位の確認を行うこと。 ・ 船長は、自身が操船中、在橋している乗組員にGPSプロッターで浅所の位置の確認を行わせる場合等には、乗組員に対してその旨明確に指示すること。